



★各町内会活動等による情報及び住民相談の伝達をより迅速に行うため、町内会長と役場を結ぶファクシミリ（73-4811）を設置しております。

★情報の通報及び相談の窓口は…

●役場町民生活部 生活課交通町民相談係（相談110番）

TEL. (0153) 73-3111（内線 219 番）

●中標津町教育相談センター

TEL. (0153) 72-1717

●中標津警察署 生活安全課 生活安全係

TEL. (0153) 72-0110

年 頭 所 感



新年あけましておめでとうござ
います。皆様方には、久々に平穩
な年明けを迎えられたこととお慶
びを申し上げます。

令和の幕開けには相応しくない
新型コロナウイルスで三年余りも苦しめ
られ、世の中全体が閉塞感に苛ま
れてきました。やっとこの一年、
回復の兆しが見えてきました。国
内的には侍ジャパンのWBC優
勝に始まり、藤井聡太棋士の八
冠、大谷翔平選手のMVP、阪神
三十八年ぶりの日本一、各界の若
武者たちの活躍が国民に感動と元
気を与えました。国外的では、ウ
クライナ侵攻二年、イスラエルパ
レスチナの戦況がいまだ毎日の
ニュースに。明暗入り混じる複雑
な心境の一年でした。

そんな中、私たちの住む中標津
町は、自然災害もなく、憂うる社
会問題にも晒されずに平和に推移
してきました。とはいえ、過去に
類を見ない程の物価高には驚くば
かり、食べたいものに手を出しか
ねる次第です。

いずれにしても、町民挙って「安
全で住みよいまちづくり推進」に
只管、邁進していけるよう年頭に
当たって祈念いたします。

中標津町安全で住みよい

まちづくり推進協議会
会長 栗崎勝秀

SNS・インターネットなど 利用していますか？

全国的に、SNSやメッセージアプリを通じて、投資、FX、未公開株、出資などのもうけ話を持ち掛けられ、詐欺の被害にあふ事案が多発しています。また、道内の少年が特殊詐欺に加担して検挙された事例も発生しています。

昨年、中標津町内でもNTTを語る差出人からお金を要求される架空料金請求詐欺や、芸能人をかたる者からビットキャッシュで支援金を募る不審なショートメッセージが届く事案、役場職員をかたる者からの個人情報聞き出そうとする不審電話などがありました。

電話で保険金や医療費など還付させるお金があると連絡が来たり、SNSやアプリを通じて「投資すれば必ずもうかる」「金が倍になる」などの話を持ち掛けられたら詐欺を疑い、家族や警察相談電話# 9110に相談してください。

また、SNS等での情報発信は気軽に投稿できることなどから、表現が過激化する傾向にあり、誘惑に乗り被害者として巻き込まれることもあれば、軽い考えから加害者となることもあります。他人を誹謗中傷する投稿をした場合、内容によっては名誉毀損罪、侮辱罪などの刑事上の責任や民事上の責任を問われる可能性があります。更に誹謗中傷に関する投稿を拡散した場合でも、内容によっては法的責任を問われるケースがあるので、SNS等で情報発信するときは、他人を傷つけることなどないよう言葉に責任を持ちましょう。

R5年の交通事故状況

令和5年度は全道的に交通事故が多発し、歩行者と車が衝突する交通死亡事故が多く発生しました。中標津署管内も、10月末までで、25件（うち死亡事故4件）の交通事故が発生し、中標津町内でおきた2件の死亡事故は、いずれも夜間の歩行者と車の衝突によるものでした。交通事故は若男女問いません。被害者にも加害者にもならない、交通事故を起こさないために、ドライバー側も、歩行者側も、またどの年齢層も、それぞれ気を付ける必要があります。

〈ドライバーとして〉

制限速度を守り（スピードダウン）、安全確認の徹底（スマホを操作しながらのわき見運転はやめましょう。交差点での左右の確認を徹底しましょう）、普段からデイ・ライト（自らの意思で「ライトのスイッチを入れる動作を行うこと」により、安全運転の実践と交通安全運動への参加意識が高まります。デイ・ライトに協力することで、他の運転者や歩行者へ自車の存在、位置を知らせるなど、交通事故防止に大きな効果が期待できます。）、そして歩行者優先の意識を持ち、歩道、横断歩道上での歩行者優先や安全確認を徹底しましょう。

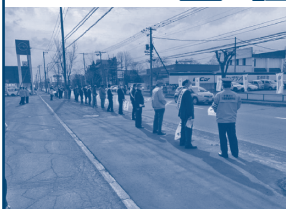
〈歩行者として〉

道路を渡るときは、斜め横断や、車の直前・直後の横断は危険です。ルールを守って左右をきちんと確認し、横断歩道を渡りましょう。また、昼間は目立つ色の服も夜間は見えづらくなります。夜間に外出する際には、白色の服装をこころがけたり、夜光反射材を身につけるなどして、ドライバーへ自分の存在をアピールしましょう。

防犯を心掛けましょう

空き巣、忍込み、住宅への侵入窃盗も多発しています。日頃より不在時・就寝時は必ず施錠を心掛け、玄関ドアを開ける前に訪問者の身分確認や、犯人が嫌う防犯機器を家の内外に設置するなど、防犯の意識を高めましょう。

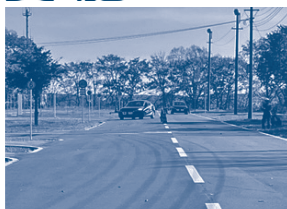
各種取り組み実施



▲4/6「交通安全祈願祭〜フティーコール」
中標津地方自動車整備事業共同組合前にて実施



▲8/19「バイクの日」
開陽台にて街頭啓発



▲10/25「高齢者講習会」
中標津町自動車学校にて実施

お得な話には条件がある!?

～通信販売は注文前によく内容を確認しましょう～

令和5年度版の消費者白書によると、全国の消費生活センターに寄せられた相談、約87万件のうち4割が通信販売の相談でした。なかでもネット通販相談が最も多く、特に、定期購入に関する相談は依然、増加傾向にあります。



おトクな初回特典でものネット注文時には御注意を！

お試し期間！
初回コース！

申込みの内容は？
本当にお得…？

注文を確認

CAUTION CAUTION

ちょっと待って!! そのネット注文
“定期購入”ですよ！

「お試し」「初回限定●%オフ」「解約可能！」などとお得感を強調したサブリメント、美容・化粧品、健康食品などのネット注文は

注文を確認を押してしまう前に必ず確認！
カウントダウン表示に惑わされずに落ち着いて

確認するポイント

- ① 1回限りの購入ですか？
※「〇か月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます
- ② 2回目からはいくらですか？
※「初回」価格と「2回目以降」の価格が異なります
- ③ 解約の方法は？
※1回限りで、簡単に・無料で解約できますか？

上記①～③の内容については、改正特定商取引法により、最終確認画面で明確に表示しなければなりません。令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。個別被害の相談は「188」へお問い合わせください。

上記①～③の契約内容が分かりづらい通販サイトの利用時には入念に確認を照会し通販サイトでの落とし穴を解説します

困ったときは一人で悩まずに「消費者ホットライン」へ御相談ください

消費者ホットライン
(局番なし) 188

政府広報

〔パンフレット消費者庁HPより引用〕

- * SNS (Instagram、X (旧Twitter) など) やインターネット上に表示される広告がトラブルのきっかけになっていることが多くあります。広告、注文先のホームページを隅々までしっかり確認しましょう。(販売会社名、住所、連絡がつく電話番号、契約内容、利用規約、特定商取引法に基づく表記等)
- * 注文最終確認画面で、分量、販売価格、支払総額、支払いの時期・方法、引渡し・提供時期、申し込みの撤回・解除に関すること、申し込み期間(期限がある場合)、購入回数などの記載をしっかりと確認しましょう。
- * 広告や注文最終確認画面などはスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- * お試し価格や初回限定価格、いつでも解約できるなど表示されていても、適用条件、解約条件や解約方法が決められている場合があるため、よく確認してから注文しましょう。

商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル、
多重債務など消費生活に関して困ったときにはいつでも

消費生活センター

にご相談ください

中標津町消費生活センター相談窓口(役場生活課内)
TEL 0153-73-3111(内線222)
・受付時間/10:00～16:00
・休日/土曜・日曜・祝日(年末年始 12/31～1/5)は休み

シートベルト着用率調査結果

令和5年度 4月～12月 8回実施
(国道272号)

運転席着用率

100.0%

助手席着用率

100.0%